(1)役員会

① 設置の趣旨(目的)及び組織

ア 組織設置の趣旨(目的)

役員会は、国立大学法人法第 11 条第 3 項に則り整備された国立大学法人上越教育大学役員会規則に基づき、次のとおり本学運営に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見)及び年度計画に関する事項
- ii) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- iii) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- iv) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- v) その他役員会が定める重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

役員会は、学長及び理事で組織されている。役員会規則において、「監事、副学長及び事務局長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事、副学長及び事務局長に出席を求めている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

役員会は、原則、毎月第2水曜日に開催。令和2年度においては、16回(第139回~第154回)開催 した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①第3期中期目標期間の4年目終了時評価における優れた研究業績、②国立大学法人業務実績評価(第3期中期目標期間4年目終了時評価)、③教職大学院認証評価、④令和元事業年度決算、⑤令和3年度概算要求、⑥目的積立金の執行計画、⑦令和2年度学内補正予算、⑧職員給与規程の一部改正、⑨年俸制適用職員における業績評価及び給与の特例、⑩年俸制適用職員に係る規程の一部改正、⑪いじめ・生徒指導研究センターの設置、⑫令和2年度学内補正予算(第2次)、⑬第4期中期目標・中期計画 検討特別委員会の設置、⑭令和4年度大学改革、⑮赤倉野外活動施設の今後の運営、⑯国立大学法人上越教育大学危機管理規則等の改正、⑪職員の給与の改定、⑱委任状提出による出席の取扱い、⑲令和2年度学内補正予算(第3次)、⑳令和3年度学内予算編成方針、㉑職員再雇用規程の一部改正、㉑第4期中期目標・中期計画の策定、㉑行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しへの対応、㉑国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告、㉒学則等の改正、㉑令和4年度大学改革に伴う学則等の改正、㉑令和2年度学内補正予算(第4次)、⑳令和3年度学内予算、㉑令和3年度年度計画等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等 議題の審議及び報告事項の終了後に、特に時間を設け意見交換を行い、情報共有を図った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

役員会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分機能している。特に、監事、副 学長及び事務局長に毎回出席を求め、意見を聴取しており、適正な大学運営の確保に努めている。